

令和4年度第1回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会

議事概要

<開催日時> 令和4年6月30日（木）14時00分～16時00分

<開催方法> ウェブ会議（公開）

<出席者>

・OIE連絡協議会通常メンバー（敬称略、五十音順）

飯塚 修	公益社団法人	日本動物福祉協会	理事
磯部 尚	公益社団法人	畜産技術協会	国際交流部長
内橋 政敏	一般社団法人	Jミルク	専務理事
瀬瀬 美千世	特定非営利活動法人	日本消費者連盟	事務局長
近藤 康二	公益社団法人	中央畜産会	専務理事
境 政人	公益社団法人	日本獣医師会	副会長兼専務理事
征矢野 茂	群馬県食肉事業協同組合連合会		会長
筒井 俊之	立命館大学	食マネジメント学部	教授
中島 一敏	大東文化大学	スポーツ・健康科学部	健康科学科 教授
山口 俊昭	地方独立行政法人	北海道立総合研究機構	
	農業研究本部	畜産試験場	副場長
山根 香織	主婦連合会		常任幹事
・農林水産省			
石川 清康	消費・安全局動物衛生課		課長
沖田 賢治	消費・安全局動物衛生課	国際衛生対策室	室長
村井 清和	消費・安全局動物衛生課		課長補佐
葛谷 好弘	畜産局畜産振興課	畜産技術室	室長 他

今回の議事進行役には境氏が選出され、議事次第に基づいて事務局から資料の説明を行いました。続けて、令和4年2月に開催されたOIEコード委員会の報告書で提示されたOIEコード改正案を中心に意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

1. 第89回OIE総会の報告

- ・ 山口氏から、①BSEに関する章の採択延期に関して、サーベイランスのポイント制の廃止に対する各国からの反応、及び今後の流れ、②総会の中で鳥インフルエンザの発生予測の報告はあったのか、質問がありました。事務局からは、①については、直接的な反対意見はないが、ガイドラインを示すべきとの意見があったこと、また、今後については加盟国からのコメントがこれから更に検討されるため、引き続き動向を注視していきたい旨回答しました。②については、総会の中で発生予測の議論はなかったが、各国がOIEに対して行う疾病通報を基に、引き続きOIEから適宜情報提供がなされるのではないかと回答しました。
- ・ 山根氏から、①アフリカ豚熱の治療薬やワクチンの開発は進んでいるのか、②抗菌剤の使用に関して、使用量の削減目標はあるのか、との質問がありました。事務局からは、①については、治療薬は存在せず、ワクチンについては現在各国が開発に取り組んでいるが、未だ野外で使える有効なワクチンは完成していない旨、回答しました。また、②については、OIEとして具体的な抗菌剤使用量の削減目標を定めているわけではないと承知している旨、回答しました。また、境氏から、日本では行動計画を作って主な抗菌剤の耐性率の削減目標を立てており、先進国でも同様の対応をしている旨、発言がありました。

2. 狂犬病

- ・ 山口氏から、①OIEはワクチン関係の書類偽造について何か対策を講じているのか、②日本の輸入検疫は万全を期しているのか、との質問がありました。事務局からは、①今後、OIEコード第5部（貿易措置、輸出入手続き及び獣医証明書）を見直す計画があることから、その改正作業の中で日本からも必要なコメントを提出していきたいこと、②今回の改正案が採択された場合でも我が国の輸入検疫条件には変更はなく、引き続き万全の水際対策を取っていく旨、回答しました。
- ・ 山根氏から、犬の個体識別に使用されているマイクロチップの登録情報には投薬履歴も含まれているのか、との質問がありました。事務局からは、投薬履歴は含まれていない旨回答しました。

3. 「家きん」の定義

- ・ 筒井氏から、①欧州で、ペットの鳥の取扱業者から高病原性鳥インフルエンザが拡大した事例があるにもかかわらず、今回、そのような業者が飼育する鳥を「家きん」の定義から除外する改正案が提案された理由、②生鳥市場で個人に対して

売られる鳥は家きんに該当するのか、について質問がありました。事務局からは、①「家きん」は商業用の肉用鶏や採卵鶏等を対象とすべきとの考えがあり、ペットの鳥は「家きん」に該当しないという今回の改正案の提示に至ったのではないかと、②生鳥市場で販売される鳥は、その規模に関わらず「家きん」の定義に該当する旨、回答しました。

- ・磯部氏から、①日本の家畜伝染病予防法（以下、家伝法）と同様に、OIE コードでも「家きん」に該当する具体的な鳥の種類が定義されているのか、②学校で飼育されている鳥は、家伝法において「家きん」に相当するのか、について質問がありました。事務局からは、①OIE コードでは鳥種によって定義していないこと、②学校の飼育鳥は家伝法上「家きん」の対象になり得る旨、回答しました。
- ・中島氏から、鳥インフルエンザは公衆衛生上も重要な疾病であり、今回の改正案はワンヘルス上の課題を放置することにつながりかねない旨、発言がありました。

4. と畜時のアニマルウェルフェア

- ・飯塚氏から、①海外からは、日本は、ペットや実験動物と比較して、畜産動物のウェルフェアについての取組みが遅れていると見られていること、②一方で、現実的に達成困難な努力目標だけを並べるのではなく、実施可能性を考慮したコメントを提出することは理解できるとの発言がありました。
- ・瀬瀬氏から、「家畜の安全や、と畜場での作業従事者の労働安全の確保が必要」という日本のスタンスは、他の国でも同じなのかという質問がありました。また、日本の修正案は曖昧で何でも許されるととられかねないとの発言がありました。事務局からは、他の国のスタンスについては現時点で把握をしていないが、今後も議論内容を注視したい旨回答しました。また、修正案の書きぶりについては、いただいたご意見を踏まえ、改めて検討したい旨回答しました。
- ・山根氏、山口氏から、動物や作業者の安全確保のために必要な場合に限る、という条件を明確にするならば、具体的な項目を削除する必要はないのではないかと意見がありました。事務局から、今回の修正案は、動物や作業者の安全確保だけでなく、動物の自発的な行動を促し、安心させることも考慮したものである旨回答しました。
- ・内橋氏から、アニマルウェルフェアの向上が大前提ではあるが、労働安全を確保することも社会的に重要なテーマである旨発言がありました。また、海外ではロープで引っ張らなくても、と畜のために家畜を誘導することが可能であるのか、との質問がありました。事務局からは、国によって異なるが、と畜場では、牛をパネルで押したり、自発的に誘導される通路を設ける等に対応されていること、海外では放牧飼育も多く、個体管理の概念がないため、牛にロープをかけて管理することが想定されないが、日本では一頭ごとに牛体管理等を行うため、頭絡等

を用いて牛を管理している旨回答しました。

5. コード委員会の今後の活動計画

- ・特に意見やコメントはありませんでした。

6. その他

- ・中島氏から、ワンヘルスの観点からも重要である豚のインフルエンザについて、現在、OIE で特段の議論が行われているか、質問がありました。事務局からは、OIE と FAO が共同運営している動物のインフルエンザに関する研究者ネットワーク (OFFLU) で関連情報等が共有されているが、豚インフルエンザに特化した取組については承知していない旨回答しました。

(以上)